[改正]

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1~4 (略)	(略)
5 特定CATV事業 者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、L越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルアレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ・となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、Kビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社又は株式会社側前崎ケーブルテレビ、株式
6~31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 I P通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
(略)	(略)
第3-34 種契約	グリーンシティコム株式会社

第1章 総則

第1条~第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1~4 (略)	(暗)
5 特定CATV事業 者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シィ・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルテリーク株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社広域高速ネットニカ六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、ドビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、バコロ湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM 又は玉島テレビ放送株式会社、御前崎ケーブルテレビ、株式会社 TAM 又は玉島テレビ放送株式会社又は株式会社御前崎ケーブルテレビ
6~31 (略)	(略)

[現行]

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
(略)	(略)
第3—34 種契約	グリーンシティケーブルテレビ株式会社